

## 障がい理解啓発業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、宮崎市が「障がい理解啓発業務（以下「本業務」という。）」を実施するにあたり、本業務の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務実施の背景

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）が改正され、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、市内の事業者が障害者差別解消法の内容を正しく理解し、実践できるよう、広く効果的な周知啓発を行う。

### 3 委託業務の内容

- (1) 業務名 障がい理解啓発業務
- (2) 場 所 宮崎市
- (3) 業務内容 障がい理解啓発業務企画提案仕様書（別紙2）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 提案限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定されるおそれがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

### 5 プロポーザル方式及びその理由

動画作成や周知啓発に関するノウハウを有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

### 6 契約締結までのスケジュール（各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。）

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| (1) 公募開始               | 令和5年 9月 7日 (木)      |
| (2) 参加申込受付締切           | 令和5年 9月 25日 (月)     |
| (3) 参加資格審査結果の通知        | 令和5年 9月 26日 (火)     |
| (4) 質問締切               | 令和5年 9月 27日 (水)     |
| (5) 質問に対する回答日          | 令和5年 9月 28日 (木)     |
| (6) 企画提案書等の提出締切日       | 令和5年 10月 6日 (金)     |
| (7) 一次審査（書類審査）の実施      | 令和5年 10月 20日 (金) まで |
| (8) 一次審査の結果通知          | 令和5年 10月 23日 (月) まで |
| (9) 審査（プレゼンテーション審査）の実施 | 令和5年 11月 2日 (木)     |
| (10) 審査結果通知            | 令和5年 11月 7日 (火) まで  |
| (11) 契約締結              | 令和5年 11月 14日 (火) まで |

## 7 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下、同じ。）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、本市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

## 8 参加申込等の手続

- (1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号  
宮崎市福祉部障がい福祉課（本庁舎1階） 担当 松田  
電話 0985-21-1772  
Mail 10syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (2) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書（別紙様式第1号）
- ②法人概要（別紙様式第2号）
- ③ 商業登記事項証明書（発行から3か月以内、写し可）
- ④ 宮崎市税に滞納がないことの証明（発行から3か月以内、写し可）  
※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合
- ⑤ 国税に滞納がないことの証明（発行から3か月以内、写し可）
- ⑥ 誓約書兼同意書（別紙様式第3号）

※期限までに書類が揃わない場合は、参加できませんのでご注意ください。

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、(1)の事務局あて提出すること。

- (4) 提出期限

- ①持参の場合 令和5年9月25日（月）まで  
土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで
- ②郵送の場合 令和5年9月25日（月）までの消印有効

(5) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(6) 参加資格要件審査結果の通知

参加資格要件審査結果については、令和5年9月26日(火)までにメール又は文書にて通知する。

## 9 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 質問書(別紙様式第4号)に記入のうえ、メールにより、8(1)の事務局あて送付すること。

※必ず事務局へ受信確認の連絡を行ってください。

②受付期間 令和5年9月27日(水)まで

(2) 回答

①回答方法 宮崎市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

②回答日 令和5年9月28日(木)まで(回答は随時行います。)

## 10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書(A4サイズ、フルカラー、30ページ以内。様式は任意とする。)

作成にあたっては、障がい理解啓発業務委託仕様書(別紙2)を参照することとし、必ず以下の項目を含むこと。

ア. 動画のビジュアルをイメージできるもの

理解啓発動画のイメージが伝わるビジュアルを数点用いること。

イ. 啓発の手法

作成した成果物を用いて、宮崎市内の全事業者(規模の大小を問わない)に対して啓発する手法を記載すること。

ウ. 本事業の業務工程

令和6年3月末までの業務スケジュールを記載すること。

②業務執行体制(別紙様式第5号)

③見積書(任意様式)

④業務実績(別紙様式第6号)

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により、8(1)の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

①持参の場合 令和5年10月6日(金)

※土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで

②郵送の場合 令和5年10月6日(金)までの消印有効

(4) 提出部数

正本を1部、副本を7部提出すること。

副本7部については、法人名や法人を特定される部分を消して作成すること。

## 1 1 評価・選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、受託候補者を1者選定する。
- (2) 審査要領については、障がい理解啓発業務委託審査要領（別紙3）のとおりとする。  
なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。
- (3) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が審査を行う際、仕様書にて求めた内容を著しく逸脱する提案がなされたと判断した場合には、その提案を除外し審査を行うことがある。
- (4) その他  
次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
  - ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
  - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
  - ④審査の公平性を害する行為があったと宮崎市が認める場合など

## 1 2 選定結果の通知・公表

選定結果の通知・公表については、障がい理解啓発業務委託審査要領（別紙3）のとおりとする。

## 1 3 契約に関する事項

- (1) 契約の締結  
受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合、契約を締結する。
- (2) 契約保証金  
契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則第105条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同項各号に該当するときは免除とする。
- (3) その他
  - ①契約代金の支払は、精算払いとする。
  - ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

## 1 4 その他

- (1) 提出書類の取扱い
  - ①提出された書類は、返却しない。
  - ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、宮崎市から指示があった場合は除く。
  - ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
  - ④提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) その他
  - ①本プロポーザルに係る費用については、全て参加業者の負担とする。

- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和5年6月27日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和5年8月3日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和5年9月7日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。